

1 「地震」への対応

(1) 「南海トラフ地震に関連する情報(臨時)」において「地震発生の可能性が相対的に高まった」と発表されたとき

状況	対応
在宅時	<ul style="list-style-type: none"> ○自宅または避難地で地震の発生に備える。 ○自宅が津波や山崖崩れの危険地域内にある場合は、避難の指示がなくても指定避難地など、安全な場所に直ちに避難する。 ○学校は休校となる。情報解除後は翌日から平常活動を再開する。
登下校時	<ul style="list-style-type: none"> ○津波や山崖崩れの危険地域内にいる場合は、安全な場所に直ちに避難する。 ○自宅が山崖崩れの危険地域内にある場合は、帰宅せずに安全な場所に避難する。 ○上記の危険性がない地域では、直ちに帰宅するように努める。 ○帰宅が困難なときは、本校に登校するか最寄りの避難地に避難する。 ○保護者と連絡を取るように努める。電話の通話規制がとられていたら、メールでの連絡のほか、NTT災害用伝言ダイヤル171、NTT災害用伝言板web171や携帯電話各社による「災害用伝言板」などを利用するとよい。
在校時	<ul style="list-style-type: none"> ○放送等の指示により、体育館2階に集合・点呼し、地区ごとに集団下校する。 ○帰宅が困難な生徒や、自宅及び通学路が津波や山崖崩れの危険地域内にある生徒は、情報解除まで本校で待機する。(保護者と連絡を取るように努める。解除前の下校は保護者引渡しを原則とする)

(2) 大規模地震(焼津市：震度5強以上)が発生したとき

状況	対応
在宅時	<ul style="list-style-type: none"> ○自宅が津波や山崖崩れの危険地域内にある場合は、避難の指示がなくても指定避難地など、安全な場所に直ちに避難する。 ○避難行動を取った後、自治体や地域の自主防災組織などの指示に従って行動する。 ○余震に注意すること。破損した建物には入らないこと。 ○学校は休校となる。学校再開などの連絡は、本校ホームページや本校緊急メール「きずなネット」などで行う。
登下校時	<ul style="list-style-type: none"> ○まずは落下物から身を守る。建物から離れる。 ○津波や山崖崩れの危険地域内にいる場合は、安全な場所に直ちに避難する。 ○危険な場所には近づかないようにする。 (海や川岸の近く、崖下、橋の上、狭い道路、垂れ下がった電線、火災現場、傾いた建物や塀、ガス漏れ箇所 など) ○あらかじめ家庭で決めておいた避難地に避難するように努める。 ○帰宅が困難なときは、本校に登校するか最寄りの避難地に避難する。 ○保護者と連絡を取るように努める。電話の通話規制がとられていたら、メールでの連絡のほか、NTT災害用伝言ダイヤル171、NTT災害用伝言板web171や携帯電話各社による「災害用伝言板」などを利用するとよい。
在校時	<ul style="list-style-type: none"> ○まずは落下物から身を守る。校舎外にいるときは、建物から離れる。 ○揺れが収まったら、教員の指示によって行動する。(津波を想定し、グラウンドには集合しない) ○通学路および居住地区の安全確認後(特に津波に対する安全確認後)、地区ごとに指定避難地まで集団下校する。 ○帰宅が困難な生徒や、自宅及び通学路が津波や山崖崩れの危険地域内にある生徒は、本校で待機する。(保護者と連絡を取るように努める。下校は保護者引渡しを原則とする)

2 「津波」への対応

(1) 静岡県に「津波注意報」が発表されたとき

- 学校：平常授業および平常活動を行う。
- 在宅時や登下校時：海に近づかない。今後の情報収集に努める。

(2) 静岡県に「大津波警報」または「津波警報」が発表されたとき

状況	対応
在宅時	<ul style="list-style-type: none"> ○自宅が津波の危険地域内にある場合は、高台や指定された避難地などの安全な場所に直ちに避難する。 ○警報が解除されるまでは津波の危険地域内に立ち入らないこと。 ○学校は休校となる。警報解除後は、翌日から平常活動を再開する。(焼津市において津波被害がなかったとき)
登下校時	<ul style="list-style-type: none"> ○津波の危険地域内にいる場合は、高台などの安全な場所に直ちに避難する。 ○自宅が津波の危険地域内にある場合は、帰宅せずに安全な場所に避難する。 ○津波は河川を遡上するので、川岸の近くにいる場合も直ちに避難する。 ○上記の危険性がない地域では、帰宅するように努める。 ○帰宅が困難なときは、本校に登校するか最寄りの避難地に避難する。
在校時	<ul style="list-style-type: none"> ○放送等の指示により、校舎2階以上の教室に移動し、待機する。 (11HR：視聴覚室、12HR：4A教室、13HR：3A教室に移動する) ○警報解除までは本校での待機を原則とするが、自宅及び通学路が津波の危険地域外にある生徒は、下校とすることもある。 ○帰宅が困難な生徒や、自宅及び通学路が津波の危険地域内にある生徒は、警報解除まで本校で待機する。(解除前の下校は保護者引渡しを原則とする)

(3) 焼津市が大きな津波被害を受けたとき

- 駿河湾のような湾内では、津波は何度も繰り返し襲来するため、警報が解除されるまでは絶対に危険地域内に立ち入らないこと。また、第1波よりも第2波、3波…の方が大きな津波になることもよくあるので、十分に注意すること。
- 学校は休校となる。学校再開などの連絡は、本校ホームページや本校緊急メール「きずなネット」などで行う。

3 「気象に関する情報」への対応

静岡県中部南（静岡市南部・焼津市・藤枝市・島田市・吉田町・牧之原市）のいずれかの地域において、気象に関する情報が発表されている場合、次の表のとおり対応する。

情報		授業	登校前に発表	登校後に発表
注意報		平常授業	○安全を確認して登校する。 ○登校できない場合は、自宅待機とする。 (本校に連絡すること)	○気象状況や公共交通機関の運行状況などにより、下校とする場合もある。
警報	大雨 洪水			
警報	暴風	授業中止	○午前6時の時点で発表中 → 午前11時まで自宅待機 ○午前11時の時点で解除 → 安全を確認して登校 ○午前11時の時点で発表中 → 1日休校	○通学路および居住地区の安全の確認後、下校とする。 ○帰宅が困難な生徒は、学校で待機する。 (保護者と連絡を取る)
特別警報	大雨 暴風			

※ 自宅が静岡県中部南の地域外にあり、居住地域で暴風・特別警報が発表されている場合は自宅待機とする。

4 「全国瞬時警報システム(Jアラート)による緊急情報」への対応

(1) 「ミサイル発射」の情報が発信されたとき

状況	対応
在宅時	○密閉性のある地下や建物の中に避難する。建物内では窓や換気口を閉め、窓から離れる。 ○自宅待機する。「(ミサイル通過=影響がない場合)」の情報が発信された時点で登校する ○今後の情報収集に努める。 ○自治体からの指示があった場合は、その指示に従って行動する。
登下校	○できる限り密閉性のある地下や建物の中に避難する。建物内では窓や換気口を閉め、窓から離れる。 ○近くに建物がない場合、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部等を守る。 ○今後の情報収集に努める。
在校時	○建物の中に避難する。建物内では窓や換気口を閉め、窓から離れる。 ○教育活動は中止とする。 ○学校で待機する。「(ミサイル通過=影響がない場合)」の情報が発信されるまで)

※ 登校時間中に緊急情報が発信され、避難行動等の対応により生徒が登校に遅れた場合は遅刻としない。

(2) 「ミサイル通過=影響がない場合」の情報が発信されたとき

状況	対応
全時間帯	○通常通り登下校する。 ○教育活動を再開する。 ○落下物を発見した場合、決して近寄らない。直ちに警察や消防へ情報を連絡する。

(3) 「ミサイル落下=影響がある場合」の情報が発信されたとき

状況	対応
全時間帯	○身の安全を最優先にした行動を取る。 ○できる限り密閉性のある地下や建物の中に避難する。建物内では窓や換気口を閉め、窓から離れる。 ○屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチ等で覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上に避難する。 ○自治体からの指示があった場合は、その指示に従って行動する。 ○学校再開などの連絡は、本校ホームページや本校緊急メール「きずなネット」などで行う。

5 「浜岡原子力発電所における異常事態」への対応

※ 本校は浜岡原子力発電所から31km圏内に位置するため、原子力災害対策重点区域（UPZ）圏内に該当する。

状況	緊急事態区分と対応（UPZ圏内）		
	警戒事態 異常事態の発生、または そのおそれがあるとき	施設敷地緊急事態 （屋内退避準備） 放射線による影響が起こる 可能性があるとき	全面緊急事態 （屋内退避） 放射線による影響が起こる 可能性が高いとき
在宅時	○自宅待機する。学校再開などの連絡は、本校ホームページや本校緊急メール「きずなネット」などで行う。 ○自治体からの指示に従って行動する。 ○今後の情報収集に努める。	○自宅などの屋内に避難し、できる限り外気に触れないよう、窓・ドア・換気口をすべて閉める。	
登下校	○自宅待機するなどして、全面緊急事態（屋内避難）に備える。	○口と鼻をハンカチ等で覆い、通学路の近くにあるなるべく密閉性の高い屋内に避難する。 ○保護者と連絡を取るよう努める。	
在校時	○教育活動は中止とする。 ○直ちに下校する。 ○帰宅が困難な生徒は、本校で待機する。 (保護者と連絡を取る)	○教育活動は中止とする。 ※ 放射性物質が漏洩し、自治体からの避難指示があった場合は、全校で避難する。 ○本校の屋内で待機する。 ○校舎内の密閉性を高める。 ○保護者への引渡しを屋内で行う。	

※ 自宅が浜岡原子力発電所から概ね5km圏内（御前崎市、牧之原市の一部）に位置する場合、原子力災害対策重点区域（PAZ）圏内に該当するため、施設敷地緊急事態 = 他地域への避難準備、全面緊急事態 = 他地域への避難及び安定ヨウ素剤の服用となる。全面緊急事態(避難)の際には、自宅に戻らないこと。自宅から避難すること。